

Contents

合併で
行財政システムの再構築を2
今年度の事業計画から6

第5号

2004年5月発行

庄内南部地区合併協議会だより

新市建設計画(案)の概要を

別途配付します

協議会では、合併後にできる「新市」の総合的まちづくりのビジョン、それを実現する上で取り組む基本的課題を示すため新市建設計画について協議してきました。

このたび協議会の案としてまとまりましたので、住民の皆さんにご説明する資料として概要版を作成しました。このたよりのほか、別途全戸に配布いたしますので、どうぞご覧ください。



直面する課題に対応するために

合併で行財政システムの再構築を

このたびの協議会だよりでは、市町村合併が必要な理由について改めて簡単に述べたあと、特に逼迫してきた市町村財政の事情について少し詳しく述べてみることにしました。

大幅な改革が求められている市町村 合併が必要な理由

この広報でも何度が取り上げてきましたが、特に地方の市町村は、いま大幅な行財政改革の必要に迫られています。

第一は、地方の人口減少や産業の企業間競争の激化、経済の停滞傾向がなお著しくなると予想される中で、地域の活性化対策をしつかり進めること、さらに住民の行政サービスに対する要求が増大するとともに内容は多様化し難しくなるのに応えていくことの二つの命題に、市町村は、住民との協調・連携を図りつつ、的確な方策を積極的に進めていく必要があります。

第二は、経済成長の鈍化などに伴い国・地方の税収が伸び悩み、財政規模の抑制あるいは縮小が余儀なくされてきたため、歳出全体を徹底的に見直し、特に市町村財政においては、地方交付税が大幅に削減されますので、これまで以上の効率的な財政運営の措置を講じ、市町村としての責務をしつかり果たしていく必要があります。

第三は、市町村への補助事業等の形で国や県が管理してきた事業・事業を市町村に移譲(地方分権)させることが進められており、市町村は、この移譲を受け、これらの事務・事業を自立的、主体的に行うことができるよう自らの行政能力を充実・強化する必要があります。



どれも難題ですが、つまりは避けがたいことと思われまますので、市町村は、少しでも早くこの難しい課題の解決に向けて取り組み、新しい時代を明るく力強く開いて

いかなければなりません。

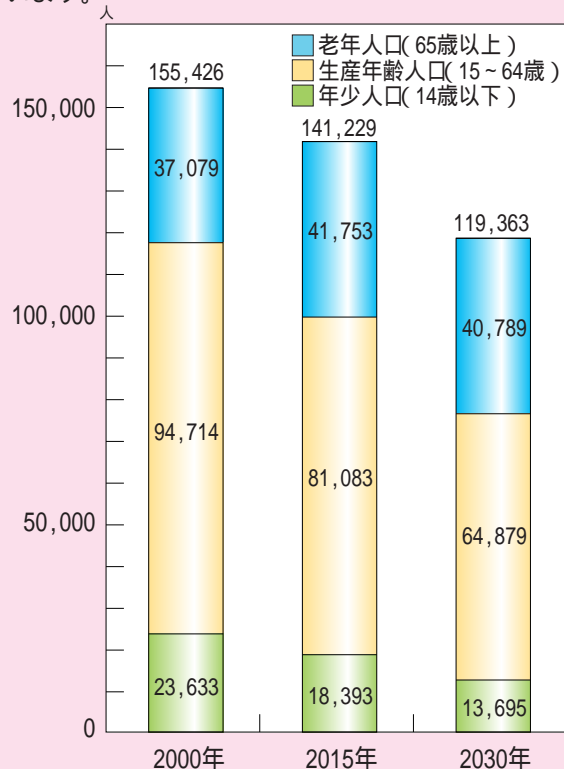
そのため、速やかに有効な対策を考えて実行する必要がありますが、私たちは、この際、志が一致する市町村が合併をして、そのうえで行財政のシステムを再構築し、知恵と行動の能力を結集して諸々の問題を解決しながら、念願する魅力ある「まちづくり」を進めていくこと、それが最も効果がある賢明な対策だと考えています。

合併によって、総括部門の人員や資金は大幅に節減できること、また健康福祉、産業、建設部門など行政サービスを提供する部門では、各市町村の(専門)職員が一体になり、互いに切磋琢磨を重ねながら、より優れた知恵によって積極的な行動力を発揮し、従前にもまさるより高度で多様な行政サービスを提供できるでしょう。

また、よく合併によるデメリットが問題だと指摘されていますが、これには問題が生じないよう十分に対処して解消することが可能ですし、さらには合併のメリットを最大限に発揮できるように、関係者を挙げて全力で努力していかなければなりません。

庄内南部地区の人口の推移と年齢別構成

昨年12月の国立社会保障・人口問題研究所の推計値ですが、合併協議会だより第2号に掲載した2002年4月の(財)統計情報開発センターの推計同様、大幅な人口減少と一層の少子高齢化が予想されています。



にわかには逼迫してきた

市町村財政

いま、国・地方を通じ、財政事情はたいへん逼迫しています。また、国や県の事務を徐々に市町村に移譲し、そのサービス業務を市町村の考えに任せる時代にもなりつつあります。

そこで国は、国と地方財政について、次の三つのことを柱にして大幅な改革措置を講じ始めました。「三位一体の改革」といわれるのがそれです。

国庫補助負担金の削減

国が地方に補助金として負担している資金のうち、4兆円程度分の制度・事業を廃止、あるいは補助負担金を削減する。

国税から地方税への移譲

「」で廃止あるいは削減した補助金相当額の国税を地方税として移譲し、その取扱いは市町村に任せる。

地方交付税の見直し

国が決める地方財政計画において、国は地方税だけでは足りない財源の大部分を地方交付税として補填しているが、まず地方財政計画の総額を圧縮するとともに、地方交付税制度を見直して、その交付額を大幅に減額させる。

そして、平成16年度には、次の措置が講じられました。

国庫補助負担金の削減

1兆3百億円程度

公共事業費等の一部の補助負担金を廃止・縮減するとともに、公立保育所等の負担金を廃止し、その一部は、次の「」の措置で補填する。

税源の移譲

六千五百五十八億円

「」の公立保育所等への補助負担金削減分の一部を地方財源として確保する。

地方交付税の削減

昨年度比一兆一千八百三十二億円

地方交付税総額を、昨年度より六・五%削減する。

赤字地方債の削減

昨年度比一兆六千七百九十一億円

地方交付税の財源不足分を補うために設けられた借金・臨時財政対策債、いわゆる赤字地方債を昨年度より二十八・六%削減する。



この財政改革の措置については、国と地方財政全体の債務(借金)が七百兆円もあって、この償還が問題であり、仮にそれを抜きにしても、今の制度・措置のままでは、国・地方

の債務はさらに累増する制度になっていますので、国、地方財政ともに、かなり大幅な構造改革の必要に迫られているといえるでしょう。

それにしても、平成16年度の措置案が示されたときは、庄内南部地区の市町村はもとより、全国どの市町村も大きなショックを受けたと思われます。全国市長会や全国町村会では、提案の中ではなはだ不合理な措置を見直すように要望し、それなりの改善を見ましたが、それでも歳入の減額は、予想以上に大幅なものでした。

したがって、全国の道府県や市町村では、いまも国に対し、なお強い不満、批判を述べており、来年度以降の措置には十分に留意したいところですが、それでも大局的には、今後何らかの大幅な改革措置を避けることはできないと思われまます。



7市町村の一般会計当初予算とそのうちの地方交付税、臨時財政対策債、基金繰入金

(単位:百万円)

	平成15年度当初予算				平成16年度当初予算			
	予算総額	地方交付税	臨時財政対策債	基金繰入金	予算総額 (増減率)	地方交付税 (増減率)	臨時財政対策債 (増減率)	基金繰入金 (増減率)
鶴岡市	33,810	9,477	1,956	1,070	37,229 (10.1%)	9,183 (3.1%)	1,396 (28.6%)	1,479 (38.2%)
藤島町	5,366	1,984	368	275	5,188 (3.3%)	1,856 (6.5%)	275 (25.3%)	575 (109.1%)
羽黒町	4,555	2,077	369	446	5,076 (11.4%)	2,032 (2.2%)	250 (32.2%)	565 (26.7%)
櫛引町	4,218	1,874	344	199	4,028 (4.5%)	1,690 (9.8%)	233 (32.3%)	184 (7.5%)
三川町	3,507	1,520	315	104	4,262 (21.5%)	1,406 (7.5%)	224 (28.9%)	551 (429.8%)
朝日村	4,590	1,931	394	342	4,200 (8.5%)	1,792 (7.2%)	275 (30.2%)	473 (38.3%)
温海町	5,318	2,460	410	291	5,420 (1.9%)	2,300 (6.5%)	285 (30.5%)	481 (65.3%)

全国の人口10万人未満の市町村の市町村民税、地方交付税等の平均額と歳入総額に対する平均割合

(平成13年度市町村別決算状況調から)

(単位:百万円)

人口規模(H12年国調)	市町村数	歳入総額	市町村民税	地方交付税	国県等支出金	市町村債
9万人以上10万人未満	21	33,314	14,406 (43.5%)	4,290 (12.8%)	4,262 (12.7%)	3,268 (9.6%)
8万人以上9万人未満	33	30,037	11,789 (40.0%)	4,316 (14.6%)	4,143 (13.5%)	2,952 (9.3%)
7万人以上8万人未満	36	24,462	10,506 (43.9%)	3,585 (14.1%)	3,260 (13.1%)	2,080 (8.6%)
6万人以上7万人未満	62	23,080	8,752 (38.3%)	4,235 (18.4%)	3,232 (13.8%)	2,035 (8.6%)
5万人以上6万人未満	70	20,629	7,336 (36.9%)	3,828 (18.5%)	2,994 (13.9%)	2,109 (9.8%)
4万人以上5万人未満	97	16,853	5,792 (35.9%)	3,806 (22.0%)	2,155 (12.4%)	1,578 (8.7%)
3万人以上4万人未満	166	12,961	4,209 (33.8%)	3,228 (24.2%)	1,626 (12.1%)	1,168 (8.6%)
2万人以上3万人未満	256	9,925	2,700 (28.8%)	2,910 (28.8%)	1,228 (11.8%)	987 (9.4%)
1万人以上2万人未満	700	6,403	1,476 (23.8%)	2,213 (34.7%)	782 (11.8%)	628 (9.4%)
1万人未満	1,554	4,048	512 (12.4%)	1,752 (44.5%)	561 (13.4%)	478 (11.5%)

これからは財政資金が著しく窮屈に

ここでこれから懸念されるいくつかの問題を考えてみますと、第一は、国庫補助負担制度の一部を徐々に廃止・縮減していくと思われませんが、それに伴い、地方公共団体がこの事業を引き続き実施しようとしても、必要な財源を確保することがとても難しくなりそうなおこと、第二は、地方交付税の交付金総額が年々圧縮されると予想されるうえ、小規模町村ほど手厚く交付されてきた交付税措置(段階補正措置)も徐々に減らされていくが、かなり減じられる恐れがあるなど、財源の自主的な運営の余地が著しく狭められそうなおこと、第三は、これまで公共施設の整備の際に活用してきた有利な起債制度が廃止されたため、財力が弱い団体では公共施設の整備がはなはだ困難になったことなどが主なものです。

そこで、著しく窮屈になる財政資金を効率的、有効に活用する態勢、方策を築くため、市町村合併が必要だとされているわけであり、その理由は先に述べたとおりです。



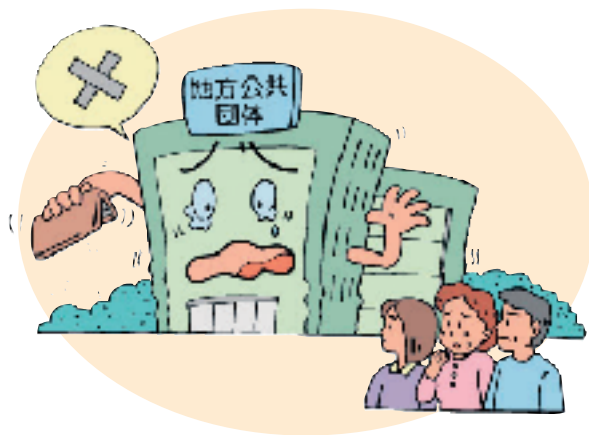
一方、国が、この市町村合併を進めるうえで、財政援助の特例措置を講ずるのは当然のことです。そこで、すでに措置されていることの概要を紹介します。

まず、現在の合併特例法によって合併する(つまり、平成17年3月末までに合併の法的手続きを終えた)市町村には、合併後10カ年度の間、合併がなかったものとして算定した額の普通交付税を交付し、その後の5カ年度間は急激に減らないように緩和措置を講ずること、そのほか、合併に伴い必要となる経費の一部を負担すること、また合併後のまちづくりのための建設事業等の費用にあてるため、有利な借金の制度(事業費の95%を借金でまかない、あとで年次的に返済する元利償還金の70%を国の資金で補填する合併特例債制度)を設けることがその主なものです。

このような財政の特例措置は、平

成17年3月末までに合併するための法的手続きを済ませたところに適用され、その後には合併する場合は特例措置が大きく減じられるようであり、いずれ合併するのであればこうした有利な財政措置は大いに利用すべきです。

(注) なお、この合併後10年から15年が経過して財政の特例措置が終了したあとは、国からの支援措置が合併しなかった町村よりも軽くなるという主張があります。それは、地方交付税が規模の小さい町村に手厚く交付される措置(段階補正措置)のうまみが消えるという主張のようですが、これからは、合併するかどうかにかかわらず、小さい町村に手厚くする措置は次第に薄くなると予想され、こうした懸念はあまり当たらないものと思われれます。



市民とともに、頼もしい安心・安全の新市を築く

このように、市町村は大幅な構造の改革、より差し迫っては合併の措置を講ずる必要があると思われれます。合併措置は当然熟慮のうえのことではあります。それも時期を失することなく踏み出すことが必要です。

他方、合併措置をすれば自然のままでは万事がうまくいくというわけではありません。特にこれからは、なお社会・経済事情の激しい変化が続くとも予想され、行政が担う責務はさらに重いものになると考えられます。そして、その責務を果たす一環として、住民の皆さんにもいろいろの意味で温かい理解と協力をいただき、力を合わせて立派なまちづくりを進めていかなければならないでしょう。それは、地域コミュニティの場で、保育園や高齢者福祉施設など公共サービス機関において、またボランティア、NPOなどとして、温かい心と優れた能力を発揮していただくことであります。さらに財政面では、受益者負担の原則に立って運営していくことに理解と協力をいただくことなどあります。



いずれにしても、かつてなかったこの時代に、私たちは、合意を得た市町村で新市を発足させ、理想的なまちづくりを目指して、必要なこと一刻も早く取り組み始めてはどうかと思います。

こういったことを、皆さんと一緒に、改めてよく考えてみたいと思います。

議会議員の定数について確認しました

議会議員の定数は人口に応じて法律で上限が決められており、庄内南部地区を一市とした場合の法定定数は34人となります。

ただし、合併の場合は特例が認められています。合併後最初の選挙に限り法定定数の2倍(68人)以内を定数とすることができ、定数特例」と、2年以内は旧市町村の議員(現在127人)がそのまま全員在任できる「在任特例」があります。

この取扱いについては、議会議員である協議会委員で構成する小委員会で協議を続けてきました。その協議結果に基づき、2月27日の合併協議会で次のように確認されました。

1 合併後最初に行われる選挙での議会議員の定数

合併後の激変緩和と各市町村の区域の議会議員が一人あるいは不在となることを避けるため、合併後最初に行われる選挙での議会議員の定数は次のとおりとする。

議会議員の定数は、定数特例を適用し41人とする。

各市町村単位に選挙区を設け、

各選挙区における議員の定数は、左表のとおりとする。

2 新市の議会議員の定数

2回目以降の選挙における新市の議会議員の定数は、34人とする。

	現在の定数	合併後の最初選挙	2回目以降の選挙
鶴岡市の区域	28人	23人	34人
藤島町の区域	18人	4人	
羽黒町の区域	18人	3人	
榑引町の区域	15人	3人	
三川町の区域	16人	3人	
朝日村の区域	14人	2人	
温海町の区域	18人	3人	
合計	127人	41人	

なお、合併後の最初の議会議員選挙は、合併から50日以内に行われることとなります。



議会議員定数等検討小委員会

新市の誕生に向けて

今年度の
事業計画から

庄内南部地区合併協議会では、合併の期日を平成17年3月31日までとすることで合意しています。今年度は、新市に円滑に移行できるように、合併特例法で定めていることをはじめ、必要な事項について協議・整理を行い、次の柱に沿って準備作業を進めていきます。

会議の開催
協議会、小委員会等の会議を適宜開催していきます。

新市建設計画の作成
住民の皆さんや議会等の意見を踏まえ、協議により必要な修正を行う計画を作成します。

県と協議し、作成後に計画を公表して県・国に送付します。

合併協定案の協議
協議を踏まえて、市町村長による合併協定内容について確認します。

協議結果等の資料等の作成
協議結果等について、その内容を

公表し、住民の皆さんに説明するために、次の資料を作成します。

新市建設計画書
新市建設計画の概要の資料
各協議事項の協議結果等の資料
その他必要な資料

新市発足の準備
新市へ移行するための事前の事務処理、庁舎の整備、移転等がスムーズに実施できるよう、市町村と協議を行います。

合併後のサービス提供の窓口・手続き、庁舎の組織配置・業務内容などが住民の皆さんに十分に周知されるよう、市町村と協議を行います。

住民への情報提供
住民の皆さんに、次により協議の経過、結果等をお知らせします。

協議会だよりの発行
協議状況、会議資料、会議録のホームページでの公開
新市建設計画の概要、協議事項説明資料の配布
合併の記録の整理等
合併の関係書類等を新市に引き継ぐため、整理します。

合併の経過を記した冊子を作成します。

平成16年度歳入歳出予算

歳入

科目	金額(千円)	内容
負担金	29,868	各市町村負担金(鶴岡市19,324、藤島町2,360、羽黒町1,852、櫛引町1,643、三川町 1,523、朝日村 1,135、温海町2,031)
県交付金	5,000	ゆとり都山形未来のまちづくり交付金
繰越金	1	
雑収入	1	預金利子等
計	34,870	

歳出

科目	金額(千円)	内容
報酬	2,884	協議会委員等報酬
共済費	462	臨時職員社会保険料等
賃金	4,052	臨時職員賃金
報償費	450	調査指導謝礼等
旅費	2,718	委員費用弁償、視察旅費等
需用費	19,785	事務用消耗品費、協議会だより・新市建設計画等資料印刷製本費等
役務費	219	郵送料等
委託料	1,566	ホームページ作成、会議録反訳委託料等
使用料及び賃借料	2,434	協議会会場使用料、パソコン賃借料等
備品購入費	300	事務用備品
計	34,870	

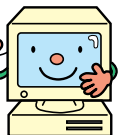
合併の経過を記した冊子を作成します。

庄内南部地区 合併協議会だより

第5号

編集・発行/庄内南部地区合併協議会事務局
〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9-25
TEL 0235-25-2115 FAX 25-2154
電子メール info@shonainanbu-gappei.jp
ホームページアドレス http://www.shonainanbu-gappei.jp/

ホームページもご覧ください



合併協議会事務局では、協議状況をお知らせするため、協議会のホームページを開設しています。協議会だよりでは紙面の制約もあり、なかなか会議の様子を伝えるのが難しいところがあります。ホームページでは、合併協議会を設置して以来の全体協議会と議員定数等検討小委員会、専門小委員会の会議資料・議事録を掲載していますし、これまで発行した協議会だよりもご覧いただけます。また、各市町村のホームページには合併に関するコーナーがあり、合併に関するご意見などをお寄せいただくこともできます。どうぞご利用ください。